

# 平成30年度第2回千葉県環境審議会企画政策部会 議 事 録

日時 平成30年10月22日（月）  
午前10時00分 ～

場所 千葉県自治会館 第2・3会議室



## 目 次

1. 開 会	1
2. 環境生活部次長あいさつ	2
3. 企画政策部会長あいさつ	2
4. 議事	
(1) 千葉県環境基本計画（案）について	3
(2) その他	3 1
5. 閉 会	3 2

## 1 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、環境政策課の渡邊と申します。よろしく願いいたします。はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、「千葉県環境基本計画（案）」、資料1「企画政策部会における主な意見とその対応」、資料2「大気環境・水環境合同部会における主な意見とその対応」、資料3「自然環境・鳥獣合同部会における主な意見とその対応」、資料4「廃棄物・リサイクル部会における主な意見とその対応」、資料5「千葉県環境基本計画（案）の指標」となっております。また、次第にはありませんが、「事前送付した環境基本計画（案）からの主な変更点」、見え消し版の環境基本計画（案）です。そして最後に回収させていただきますが、冊子の環境基本計画（改訂版）です。過不足等ございませんでしょうか。

本日は、委員総数10名に対し、8名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

なお、河井委員と渡邊委員におかれましては、所用により、本日は御欠席との御連絡を受けております。

司会 次に、県関係職員を紹介いたします。環境生活部次長の松本でございます。環境生活部次長の生駒でございます。環境政策課長の野溝でございます。環境政策課副参事兼政策室長の中村でございます。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

司会 それでは傍聴人が入室します。

## 2 環境生活部次長あいさつ

司会 それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部次長の松本から御挨拶申し上げます。

松本環境生活部次長 環境生活部次長の松本でございます。委員の皆様にはお忙しいところ、千葉県環境審議会企画政策部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政の推進に多大な御指導をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日御審議いただきます環境基本計画につきましては、7月から8月にかけて各部会を開催し、所掌する分野を中心に計画素案について御意見をいただきました。

この度、いただいた御意見を踏まえ見直しを行うとともに、計画の進捗を把握するための指標を追記するなど、計画（案）を取りまとめましたので、御審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方には、大所高所からの御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。本日は、よろしく願いいたします。

## 3 企画政策部会長あいさつ

司会 それでは、審議に入るに当たり、倉阪部会長に御挨拶をいただきたいと思います。

倉阪部会長 おはようございます。環境基本計画の案につきましては、各部会の意見を踏まえ、原案について今日お諮りし、この後、パブリックコメントの手続きに入ることになっています。この機会に必要な御意見をいただき、より良いものを作っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。それでは、これより議題の審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により、倉阪部会長をお願いいたします。

#### 4 議事（1）千葉県環境基本計画（案）について

倉阪部会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人を池邊委員と桑波田委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。本日の議題は「千葉県環境基本計画（案）について」となっています。事務局からの説明ですが、各部会からの意見への対応で一旦切って、指標の議論というかたちで二つに分けた方がいいと思います。指標は今回初めて御覧いただきますので。まずは各部会の意見とそれへの対応について御説明をお願いします。

渡部環境政策課主幹 環境政策課の渡部と申します。よろしくお願いたします。

前回7月に開催しました企画政策部会で、次回の部会を11月に開催するとともに、並行してパブリックコメントを実施する旨御説明しましたが、倉阪部会長から、パブリックコメントを実施する前に、指標に関して委員の意見を聞くべきであるとの御意見をいただきましたことから、今回、部会の開催を1か月ほど前倒しして開催させていただきました。

本日の資料につきましては、事前に送付させていただいたところですが、再生可能エネルギー導入に係る指標が設定できていなかったことなど、未定稿としての送付で申し訳ございませんでした。お手元にお配りしてあります「事前送付した環境基本計画（案）からの主な変更点」を御覧ください。計画（案）につきましては、資料にあるとおり、「ZEH」及び「ZEB」に関する記載を施策「再生可能エネルギー等の活用」から施策「2 省エネルギーの促進」に変更したり、再生可能エネルギーの導入に係る指標を設定するなど変更点がございますので、御了承ください。

7月から8月にかけて、「企画政策部会」「大気環境・水環境合同部会」「自然環境・鳥獣合同部会」「廃棄物・リサイクル部会」の4部会を開催し、環境基本計画素案について各部会が所掌する分野を中心に御意見をいただきました。

いただいた御意見を踏まえ、見直しを行うとともに、計画の進捗を把握するための指標を追加し、この度、計画（案）を取りまとめましたので、本日は「部会からの意見への対応」と「指標」について御説明させていただきます。

今後の予定ですが、本日の企画政策部会での御意見をできる限り反映した上で、パブリックコメントや市町村への意見照会を行い、最後の開催となります、来年1月末頃の企画政策部会において修正計画案をお諮りし、計画案について御了承いただきたいと考えております。

それでは、各部会からいただいた御意見に対する対応について御説明します。時間の関係もありますので、主な意見につきまして御説明いたします。

資料は、資料1から資料4で、それぞれの部会ごとに整理してございます。意見の数は全部で94項目となっております。

まず、資料1「企画政策部会における主な意見とその対応」を御覧ください。資料の左側が部会でいただいた御意見で、右側がその意見への対応を記載しております。

「対応」欄に記載してあるページと行は、計画（案）で関係する箇所を表しており、計画（案）では関係する箇所にアンダーラインを引いてございます。

まず、No.1、2で、佐々木委員から「再生可能エネルギー等の活用で、太陽光パネルが乱立している状況にあるので、課題として触れた方がよい」、また、3ページのNo.15、石渡委員から「耐用年数後のパネルの廃棄の問題など多くの問題を抱えていることから、太陽光発電については多くの課題があるということを県民に知ってもらう必要がある」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、資料の右側「対応」欄になりますが、第4章第1節「1 再生可能エネルギー等の活用」の現況と課題において、自然破壊や地域社会と不調和が起きていること、既に導入されている電源について将来的な再投資が滞るのではないかと懸念があること、地域との共生や発電事業終了後の太陽光パネルが放置されるのではないかと懸念があることについて記載を追加しました。

次に、2ページ、No.10で、三輪委員から「千葉県は他県に比べても温室効果ガスの排出量が多い。この現状について計画にどのように記述していくのか」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第1節「2 省エネルギーの促進」の現況と課題において、「地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」によると、本県の一定規模以上の事業者から排出された二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量は、報告された事業所全体の8.8%（2015年度）となっている」旨を記載しました。

次に、3 ページ、No.16 で、石渡委員から「事務所・店舗等については、他の分野よりも省エネルギーや二酸化炭素排出削減の余地が大きいと見込まれるとの記述があるが、どういう根拠に基づいているのか。事務所・店舗等がどういう状況なのか、地域の現状を踏まえて、現実即して記述すべきである」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第1節「2 省エネルギーの促進」の現況と課題において、事務所・店舗等の取組の理由として、「延床面積の増加により、二酸化炭素排出量が増加しているため、省エネルギーの取組を支援し、着実に対策を進め、単当たりのエネルギー消費量を削減していくことが重要である」旨を記載しました。

次に、4 ページ、No.20、池邊委員から「「目指す将来の姿」について、各施策の「目指す環境の姿」が実現された時に、どういう将来になるのかをわかるように記載すべきである」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第2章第2節「目指す将来の姿」において、最も重要なことは「持続可能な社会」を構築することであり、そのためには、環境への負荷を最小限にとどめつつ、環境と経済をともに向上させること、低炭素社会や、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減させる循環型社会の実現、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を図ることが必要となってくることを記載いたしました。

次に、No.21 で、畠山委員から「マイクロプラスチックによる生態系の影響については、水環境のところでは触れられていない。千葉県は海に大きく面しており、海洋環境問題は千葉県にとって大きな問題となると思うので、マイクロプラスチック対策は是非取り上げていただきたい」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第2節「1 3Rの推進」の「主な取組」において、「プラスチックごみの削減」として、「国の動向を踏まえながら、本県においても、使い捨てプラスチック容器の使用削減やポイ捨てを防止するための普及啓発、海岸清掃活動の活性化等に取り組む」ことを記載しました。また、第4章第5節「2 良好な水環境の保全」の「主な取組」において、「水環境中のマイクロプラスチックへの対応」を新たに項目として設定し、「水環境中のマイクロプラスチックについては、国におけるモニタリング手法の標準化の動向を踏まえ、モニタリングの実施について必要に応じ取り組む」ことを記載しました。

次に、5 ページ、No.24 で、瀧委員から「「環境研究センターの機能強化」とあるが、環境研究センターは監視業務をやるところではない。監視業務は行政的な仕事である



ため、監視業務は外してほしい。それよりも、県が今抱えている行政上の課題を解決することに特化したセンターであってほしい」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、監視業務などの記述を削除し、調査研究や技術支援に特化した記述に修正しました。

次に、No.27 で、倉阪部会長から「電力部門に関して、国の環境基本計画における全体認識や、パリ協定を実現するためには大幅に削減しなければならず、その中でエネルギー転換部門における削減が求められているというような現状認識は書いていく必要がある」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第2章第1節「環境問題等に対する基本認識」の「2 地球温暖化」において、「電力部門では、低炭素化が課題となっており、発電施設の高効率化や燃料の転換などが求められている」旨を記載しました。

次に、6 ページ、No.28 で、倉阪部会長から「温室効果ガスの大幅な削減に向け、国や他県の動向を踏まえ、必要に応じ、事業者による計画的な削減を図るための仕組みについても検討します」という記述について、「必要に応じ」という記述を削除すべき」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、「必要に応じ」という記述を削除した上で、「一定規模以上の事業者による取組の促進」として、「排出量の状況、国や他県の動向等を踏まえた上で、削減を図るための仕組みを検討する」旨を記載しました。

企画政策部会につきましては以上でございます。

続きまして、資料2「大気環境・水環境合同部会における主な意見とその対応」を御覧ください。

No.3 で、畠山委員から「大気汚染について、水銀は水俣条約等も発効して、いろいろな規制がかけられるようになっているが、触れなくてよいか」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、資料の右側「対応」欄で、第4章第5節「1 良好な大気環境の確保」において、「主な取組」の「法・条例による規制」に水銀への対応も含まれておりますが、明記されていないため、現況と課題に水銀に関する内容を記載しました。

次に、2 ページ、No.9 で、中台委員から「浄化槽の定期検査の受検率が非常に悪いことから、受検率向上について、何か目指すものを入れておく必要があるのではないか」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第5節「2 良好な水環境の保全」の主な取組「汚水処理施設の早期整備と持続可能な汚水処理システムの構築」において「浄化槽については適正な維持管理に向け、保守点検や清掃、法定検査が確実に実施されるよう啓発等に努めます」と記載しました。

次に、3ページ、No.15で、山室委員から「青潮の発生について具体的な対策が書かれていない」、また、No.16で、佐々木委員から「湾奥中央の広大な平場に発達する大規模な無酸素水塊は、漁業資源に打撃となる大規模な青潮の原因となるため、まずは平場の無酸素水塊を縮小していくことが必要である」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第5節「2 良好な水環境の保全」の主な取組「漁場環境の変化への的確な対応」において、青潮の原因となる貧酸素水塊への対策について「東京湾における貧酸素水塊への対策として、「総量削減計画」に基づき、流入する汚濁負荷の削減に引き続き取り組みます。また、貧酸素水塊の分布調査を行うとともに、迅速な情報発信に努めます。さらに、良質な水底土砂により深掘部を埋戻すことによって、漁場環境の向上を図ります」と記載しました。

続きまして、資料3「自然環境・鳥獣合同部会における主な意見とその対応」を御覧ください。

まず、No.1で、酒井委員から「第4章第3節「豊かな自然環境の保全と自然との共生」と第4節「野生生物の保護と適正管理」は一体的に取り組む内容だと思うが、書面では独立性が高い。「野生生物の保護と適正管理」を格上げしたのは評価できるが、統合的方針としては後退しているように見える。また、「生物多様性ちば県戦略」について、第4節で扱われ、第3節には全く出てこないが、単に野生動植物の保護だけではなく、地域社会とも関わってくるため、第3節の内容にも関わってくるのではないか」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、資料の右側「対応」欄になりますが、第4章第3節「豊かな自然環境の保全と自然との共生」において、「自然環境の保全」や「野生生物の保護と適正管理」を行うことにより、生物多様性を確保していくという一体的な取り組みの流れになるよう、第3節に新たに施策項目として「生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開」を追加し、「野生生物の保護と適正管理」を含め、総合的に生物多様性の保全を図っていくことにするなど、構成を見直しました。

計画（案）の3ページを御覧ください。第1章第4節の「計画の構成」で、瀧委員の御意見を踏まえ、計画の概要図を挿入したのですが、第4章の政策3「豊かな自

然環境の保全自然との共生」の「1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開」が今回新たに追加した施策項目でございます。従前、生物多様性関係は政策4の「1 希少野生生物の保護・管理」、変更前は「生態系の保全と希少野生生物の保護・管理」という項目でしたが、ここに記載しておりました。しかしながら、生物多様性は政策3にも関わるものであるとの御意見をいただいたことから、政策3の「1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開」に「野生生物の保護と適正管理」を含め、総合的に生物多様性の保全を図っていくことを記載いたしました。

「資料3」にお戻りください。

次に、2ページ、No.11で、羽山委員から「今後10年間の計画という中で、ワンヘルズという考え方が抜けており、感染症の問題が含まれていないことが気になる」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第4節「1 希少野生生物の保護・回復」の主な取組「傷病鳥獣救護の取組」で「人獣共通感染症等の発生予防のため、野生鳥獣に対する正しい知識を知ってもらうための情報発信を行う」ことを記載しました。

続きまして、資料4「廃棄物・リサイクル部会における主な意見とその対応」を御覧ください。

3ページ、No.10で、宮脇委員から「「廃棄物処理施設整備に当たり、住民の十分な理解の下、安全性・信頼性を確保させる」という趣旨の記載があるが、基本的に、安全性とか信頼性があるものを作るのが前提であるので、「確保させる」というよりは、「そういう信頼性のある施設を作るためのサポートをします」と記載すべきではないか」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、資料の右側「対応」欄になりますが、第4章第2節「2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止」の主な取組「廃棄物処理施設の整備」において、「廃棄物の処理施設や最終処分場の設置に当たっては、地域住民等の十分な理解の下、周辺環境保全に十分配慮し、施設の安全性・信頼性を確保するため、市町村に対して技術的な援助を行うとともに、事業者に必要な指導を行います」と修正しました。

次に、No.13で、井上委員から「ごみ減量について、他の自治体及び千葉県内でも良い取組があるので、そうした事例をピックアップし、千葉県が市町村に情報発信すべきである」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第2節「1 3 Rの推進」の主な取組「一般廃棄物の減量化・資源化促進」において、「先進的な自治体の取組について、一般廃棄物処理の事務を担う市町村に対し情報提供を行う」旨を記載しました。

「各部会の意見に対する対応」に関しては以上でございます。

倉阪部会長 全体の流れとして、各部会から意見をいただいたものについて、修正をしたものをこの部会しか開かないですね。他の部会については部会としては開かない。他の部会の先生方には見ていただいておりますでしょうか。

渡部環境政策課主幹 本日の部会が終わりましたら、郵送で送りまして、書面等で御意見をいただければと考えています。

倉阪部会長 前は企画政策部会関係のところということで、省エネとか再エネとかいうところを中心にやったのですが、全部の部会の意見を御覧いただいて、企画政策部会として全体を目くばせするという趣旨でありますので、他の部会の意見も勘案しながら、気が付いたところから御意見をいただきたいと思います。指標についてはこの後御説明いただいた後、議論したいと思いますので、まずは本文について御意見をいただければと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

三輪委員 資料1の6ページですが、一定規模以上の事業者による取組の促進として「排出量の状況、国や他県の動向等を踏まえた上で、削減を図るための仕組みを検討する」ということで、「必要に応じて」を削除したわけですね。それは非常に良かったし、できればつくと明言していただければというのが私自身の意見であります。「必要に応じて」を削除されたということは、つまり検討するというので、私もかねがねから申し上げています地球温暖化防止の条例なども、全国47都道府県の中で30ですかね、持っており、関東でないのは千葉県だけだと思いますが、こういったことについて検討していく、条例も制定しながら、仕組みについて検討していくということでもよろしいでしょうか。

それとも関連するのですが、IPCCからも報告が出されていますよね。1.5℃未満に抑えるということで、非常に危機的な状況にあり、あらためてCO2などの温室効果ガスの削減が強く見直しを求められていると思いますが、前の計画を見ますと、温

室効果ガスの今の現状というのが、本来なら削減していかなければならないところが  
増えているという記述があると思うのですが、今回の計画の中では、具体的にそのパー  
セントがどこに明記されているのかなど、ちょっと私自身わかりづらいので、そこ  
が一番大事なところなので、きちんと明記すべきではないかというように思います。

また、それと関連するのですが、今の計画ですと、現行の計画の8ページに「地球  
温暖化は、まさに、私たち人類を含めた生物の多様性に関わる重大な危機であり、「待  
ったなし」で取り組まなければならない問題」であると、タイトルのにも「環境の危  
機」と明記されていて、9ページでは「日々の暮らしや経済活動のあり方を見直さな  
ければなりません」と明記され、そして環境に関する権利と責務、権利ということで、  
次世代の人々のために環境を守り育てる大きな責務であり、権利も保障されていかな  
ければならない、その下には環境自治という非常に強い表現で環境問題が謳われてい  
るのですが、今回の見直しの中では、ちょっとそのトーンが弱いかなと思っている  
ところですので、そこがどうなのかお聞きしたいと思います。

福島原発事故による重大な影響ということが、こちらの中に少し書かれているので  
すが、実は国の方で、11月末までに茨城県東海第二原発が今、稼働期限の40年を超  
えておりますが、老朽化した第二原発が今後、再稼働、運転延長というようなことが  
言われています。それに対して千葉県としては農産物や漁業を始め、私は松戸に住ん  
でおりますが、ホットスポットという深刻な放射能の影響を受けました。東海第二原  
発は千葉県香取市から70キロです。福島第二原発は千葉県から200キロ離れていま  
したけれど、これだけの深刻な影響がありました。ですので、次の計画の中には東海  
第二原発、私としては環境のことを考えると、再稼働は中止していただきたいと思  
いますが、こうした原発の問題も次の計画の中にもきちんと書き込んでいかなければな  
らないと思いますので、これについてもどうなのかお聞きしたいと思います。

再生土、産廃、残土の問題ですが、産廃の不法投棄についてはどこかの記述に減っ  
ているとあったかと思いますが、最近の産廃の不法投棄のデータを県からいただきま  
したところ、平成28年度の全国の不法投棄量が約27,300トンで、そのうち平成28  
年度千葉県の不法投棄量が約8,700トンということで、これを見ますと全国の3分の  
1となっています。平成25年度から比べても、平成25年度は約2,000トン、26年度  
が約300トン、27年度が約1,000トンということで、28年度が非常に増えています  
ので、このあたりの原因についてはどう分析されて計画の中に反映されているのかお  
聞きしたいと思います。以上です。

倉阪部会長 いかがでしょうか。

平川循環型社会推進課副課長 一つ目の報告書制度に関する意見についてですが、国の方で温暖化対策推進法に基づいて、一定規模以上の事業者については、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度が導入されております。毎年、国から公表される事業者ごとの排出量も請求に応じて開示されています。また、事業者に対する国の指導についても定められておまして、一定の効果が確保されているものと考えております。ですから、今後、国による指導の効果ですとか、排出量の状況等を見ながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

二つ目の排出量の話ですが、今回の基本計画（案）につきましては、第4章第1節の「省エネルギーの促進」の現況と課題、19ページになりますが、量ということではなくて、二酸化炭素の部門別の比率について比較したことを記述しております。本県における1990年度と2013年度の二酸化炭素排出量を部門別に比較するというところで、記載させていただいております。ちなみに、温室効果ガスの排出量については、この計画では記述していないのですが、県内の温室効果ガス排出量は7,798万9千トンでございまして、1990年度と比較しますと4.9%の増加となっております。今回は、温室効果ガス排出量の記述ではなく、部門別の比率のことだけを記載させていただいております。

渡部環境政策課主幹 続きまして3番目の現行基本計画のトーンより弱いとの御意見についてですが、例えば現行の計画の8ページ、「地球温暖化は、まさに、私たち人類を含めた生物の多様性に関わる重大な危機であり、両者を一体のものとして人類の英知を結集し、「待ったなし」で取り組まなければならない問題です」という記述につきましては、このままの記述ではありませんが、計画（案）の4ページ、10行目から12行目のところですが、「地球温暖化は、気候変動による広範囲かつ長期的な影響により環境リスクを高め、人類の生存基盤や生物多様性を脅かす深刻な問題であり、早急な対策が求められます」と表現は違いますが、同じ趣旨で記載しております。また、現行計画の9ページ、「日々の暮らしや経済活動のあり方を見直さなくてはなりません」という記述に対しましては、同じく計画（案）の4ページ、18行目から19行目ですが、「日常生活や事業活動を見直し、自ら率先して環境に配慮した行動を実践していかな

ければならないということです」というかたちで、表現は違いますが、同じ趣旨で記載しております。また現行計画で権利と責務に関する記述があるというお話でしたけれども、これにつきましても計画(案)の8ページ、「目指す将来の姿」ですけれども、権利という言い方はしていませんが、11行目から12行目ですけれども、「私たちが、健康で文化的な生活を営む上で、健全で豊かな環境の恵みを楽しむことは欠くことができないものです」と同様の趣旨のことを言っておりますし、13行目から15行目「将来の世代もこの豊かな環境の恵みを楽しむよう、環境を保全し、県民のかけがえのない資産として、将来の世代に引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの重要な責務です」と記載しております。最後に、「環境自治」ですけれども、今回の計画(案)では「環境自治」という言葉は使っておりませんが、「環境自治」の概念であります「環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいきます」という考え方と「あらゆる施策に環境の視点を入れる」という考え方は、計画(案)の中に盛り込んでございます。「環境自治」という言葉は今の計画を11年前に策定した時に千葉県の造語として作ったかと思いますが、一般的ではないことから、言葉自体は記載していませんが、考え方は計画(案)の中に盛り込んでございます。

中村環境政策課副参事兼政策室長 私からは原子力発電所関係についてお答えします。原子力発電所の再稼働の問題ですが、国のエネルギー政策全体の中で解決していく問題だと考えております。隣接県とはいえ、特別の具体的な事業につきまして、計画の中に記載するということは現時点では考えておりません。

安藤廃棄物指導課副課長 続きまして、廃棄物の不法投棄につきましてお答えします。基本計画の34ページの現況と課題の中で、廃棄物の不法投棄が減少しているという記載がございました。この状況について申し上げますと、平成11年度、全国の不法投棄量が約43万トン、これに対して千葉県内の不法投棄量は179,000トンで約4割ほどあった状況であります。全国の不法投棄量が平成13年度以降減ってきてまして、平成28年度では先ほど委員からお話があったように27,000トンと国内の不法投棄量は減ってきております。これに対して千葉県の不法投棄量は平成11年の179,000トンから直近の平成28年度では8,700トンとなっておりますが、前年度の27年度をみますと、1,100トンということで、全体の不法投棄量はゲリラ的な小規模なものに移行してきております。この中で昨年度、まとまった大規模な不適正な処理があったという

ことで大きく数字は変わっておりますが、全体的には不法投棄量は減ってきていると考えております。これらにつきましては365日24時間の監視体制、また市町村との連携により対応するというように考えております。

倉阪部会長 最後の34ページ、7行目から11行目に書いてあるこの書きぶりだと、初め本県は1999年に全国の4割を占めていた、大幅に減少したと書いてあると、比率がどうなったかわからなくて、読んだだけでは現状の比率が書かれていなくて、記述の整合性が取れていないというかわかりづらい。

安藤廃棄物指導課副課長 それについては検討いたします。

倉阪部会長 事実はちゃんと伝えた方がいいと思います。

三輪委員 特に、温室効果ガスの今の千葉県の直近の現状で先ほど4.9%増だと仰いましたが、1990年と何年を比べていますか。

平川循環型社会推進課副課長 2013年度の県内の温室効果ガス排出量が7,798万9千トンということで、1990年度と比較すると4.9%の増加となっています。

三輪委員 4.9%の増加、2013年度ということで、この間、ずっと部会の中で地球温暖化防止計画を議論してきた中で、2010年における千葉県の温室効果ガスの排出量は1990年度と比べると2.6%の増加。今仰った2013年度で千葉県は4.9%の増加ということで、前の数字2.6%の増加の時も全国平均はマイナス0.3%だったのですが、全国平均は何%だったかわかりになりますでしょうか。

平川循環型社会推進課副課長 手元にデータがないのでわかりません。

三輪委員 90年比というのは一度前の計画にも書かれているので、次々と指標が変わりますと、一体千葉県の温暖化、温室効果ガスの排出量がどのように推移しているのか、県民がわかりづらくなると思いますので、4.9%増加しているということは、きちんと明記して、本来ならばなぜそうなったのかという原因・分析も含めて書くべきだと思います。



います。指標はいろいろ変えるということがあっても、従来の指標もきちんと書いておかないといけないのではないかと思います。この間、災害が次々と起きる。そして今塩害で農業において大変な被害がもたらされています。予想以上の地球環境の危機が迫っていると思うので、できるだけタイトルにも環境の危機だというような今の計画の記述を生かしていただきたい。

再生土についても県で条例が作られましたけれども、条例そのものは千葉県は全国でも初ということなのですが、届け出は千葉県と和歌山県だけ、あとは6府県が許可、県内でも19の自治体が禁止あるいは許可ということで、県の再生土条例よりも厳しいものになっておりますので、是非再生土条例の届出制を見直していただきたいということを申し上げておきます。

倉阪部会長 19ページの4行目から7行目で、部門別比較しか書いていないですが、全体は書かないのですか。

平川循環型社会推進課副課長 ここに書くべきかというのはありますが、全体の排出量については検討させていただきたいと思います。

倉阪部会長 全体もちゃんと書いた方がいいと思います。他の方。

池邊委員 修正していただきたいページがございまして、48ページの「(5) 都市における緑の空間・水辺空間の整備」です。ここにつきましては御存知のように、都市緑地法並びに都市公園法が改正されましたが、それがまったく反映されていません。修正案でございしますが、「都市公園の整備」を「都市公園の整備・再生」にさせていただいて、本文の中では「自然環境の保全に配慮して県立公園を整備・再生をするとともに、市町村による都市公園の整備・再生等により公園の多機能化を図ります」といように、このままでなくてもいいのですが、そういう言葉を入れていただきたい。

それから、「壁面緑化等の普及」ですが、これは屋上緑化、壁面緑化から始まって、後ろで受けているのが、工場等における緑地整備だけのように読み取れてしまいます。屋上緑化、壁面緑化については、東京都のような必要性とか、機会は少ないかもしれませんが、実は埼玉県などでは結構進んでおります。それでどういうところで進んでいるかというところと公共公益施設や民間、あるいは商業施設でも進んでおります。私は県

の本店法の審議会も4年程参加させていただいたことがあるのですが、千葉県では大規模商業施設の緑化について非常に意識が遅れていると感じています。それでここが「壁面緑化等の普及」ということではなく、「多様な緑化技術の導入・普及」としていただいて、「公用公共施設及び民間、オフィス、住宅、商業施設」、これはきちんと明確に書いていただいた方がよいと思います。民間施設とだけ書くと大規模なオフィスだけをやればよいと受け取られてしまうので、「オフィス、集合住宅、大規模商業施設等における普及促進や」というかたちに入れていただければと思います。

次の「都市地域の農地の活用」ですが、これについても都市農地法が入るなど、農園レストランの設置が国の方の政策としても進めておりますし、生産緑地もその問題が直近に迫っております。ですので、ここについては、生産緑地や市民農園だけではなく、「農園レストランの設置等により、新たな農地利用を促進します」というようなことを付け加えていただければと思います。

それから最後になりましたが、「緑化意識の高揚」の前に、抜けている項目として「市民緑地制度の導入と促進」がございます。国では、企業の参加による市民緑地の制度を導入し、推進していこうという機運がかなり高まっております、既に具体的な企業の取組も始まっております。これにつきましても千葉は都市の一部になるかもしれませんが、十分活用できる制度だと思いますので、それについて加筆をお願いします。以上です。

倉阪部会長 いかがでしょうか。

古谷野自然保護課副課長 今、御指摘いただきました点につきましては、関係課と調整させていただきますと思います。

倉阪部会長 他の方。

佐々木委員 まず、計画案の47ページで、ラムサール条約への登録促進ということが書かれていますが、三番瀬のという意味なのかどうかということと、三番瀬をラムサールに登録するということは水産の人は反対されていて、漁業活動との両立とかいろいろな問題が出てくる可能性があって、例えばですけれど、「三番瀬の再生、ラムサール条約への登録」というように三番瀬とラムサールが直接結び付かないような書き方の

方がよいと思います。ラムサール条約については、どちらかというとも鳥を中心にして  
いるような印象があって、三番瀬などは実は、三番瀬の底生動物の現状の量からする  
と鳥が過剰に来ている。それによって非常に生態系のバランスを崩しているところも  
あるので、ここはあまり刺激しない方がよいと思います。

次に計画案の63ページの「漁場環境の変化への的確な対応」のところですが、水環  
境部会でも指摘したのですが、土砂の管理というものが環境の基盤になるだろうと考  
えておきまして、これは、山林、山も含めて土砂崩れとかいろいろな問題があります  
し、また、海の方でも本来は陸からの土砂が海に入ってきて、それによって生き物の  
生息の場が維持されていくというところがあって、それがダムによって遮断されてい  
て、そこは人の手を入れていかないとなかなか環境がよくなるという指摘をした  
つもりなのですが、これについては入れるところがないということでこの中では反映  
されていないと理解しています。その中で、漁場環境の変化というところで少し触れ  
ていただけないかなというところで、例えば、「干潟を維持するため」と書いてあるの  
ですが、干潟は東日本大震災の影響で三番瀬でも地盤沈下が起きて減少しているので、  
維持するというよりは再生をしていくというところを強調していかないといけないの  
ではないかと思っております、そうなるとうと土砂というものが出てきますので、  
そのあたりは工夫して、土砂ということに触れていただけないかなと思います。客土  
というところで多少は入るかなと思いますが、もう少し「干潟を維持・再生」という  
言い方に変えるだけでも大分違うかなと思います。

それから最後ですけれど、「さらに、良質な水底土砂により深堀部を埋め戻す」と書  
いてあるのですが、実態として良質な水底土砂とは言えないものを使っているのでは  
ないかなと思っております、我々の感覚、我々というのは沿岸環境とか水産をやっ  
ている方々の感覚としては、深堀部を埋め戻すのは、必ずしも良質なものである必要  
はなく、実際にやっているのは浚渫土砂を入れている。浚渫土砂というのは主にヘ  
ドロですね。基本的にはそういったもので埋め戻すことは当面は問題ないだろうと  
私は思っておりますし、むしろ良質な土砂が出てくれば良質な土砂というのは砂  
をイメージしているかと思いますが、そういったものは干潟、浅場の再生とかそうい  
う方向に使っていただく方がいいのではないかと思いますので、ここで良質という言葉  
が出てくると引っかかるなという印象がありました。以上です。

倉阪部会長 三番瀬については私は別の意見を持っています。三番瀬の再生会議と円卓会議を10年ぐらいやっていたので、旗を降ろしていただきたくはないと思っています。ラムサール条約の鳥が来ているのは仕方がないので、共生するような、トキが踏んだお米をブランド化しているように、鳥も貝も共生できるような方向性を目指さないと。鳥を来なくさせるかという話には多分ならないと思いますので、そこはウイン・ウインの関係を目指して、ブランド化という意味でラムサール条約を推進すべきではないかと思っています。

中村環境政策課副参事兼政策室長 いただいた御意見については、検討させていただきたいと思います。三番瀬のラムサール条約の登録状況ですが、三番瀬再生計画に基づいてこれまで進めてきたという経緯がございます。ただ、御指摘のとおり、なかなか漁業者の方は、三番瀬については漁場再生が優先であるという御意見の中、進んでいないというのが実態です。三番瀬は東京湾内に残された貴重な干潟、浅海域ということでございますので、ラムサール条約の登録を進めていくという考え方を基本的には県では持っております。

佐々木委員 ラムサールの件は私が強い意見を持っているわけではないのですが、丁寧にやらないといけませんので、漁業者は非常に心配されていますから、例えば鳥が増えてしまった場合にどういった対応をとるかということも含めて検討していただく必要があるかと思っています。

私の強い意見としては後者の土砂の方でして、そちらの方をもう少し打ち出していきたいと思っています。

市原水質保全課副課長 佐々木委員から大気環境・水環境合同部会の時に御意見をいただきまして、資料2の3ページの17番18番の対応として、「施策に対しての御意見として承り、今後の参考とさせていただきます」と回答させていただいているところがあります。「干潟を維持・再生するために」という表現にするよう御提言をいただきましたので、このあたりの表現につきましては、関係する課とも相談しながら検討させていただきたいと思います。

「さらに、良質な水底土砂」というところの表現につきまして、良質な水底土砂の意味合いとしましては、法令に基づく基準に適合しないものではないという意味合い

でありまして、海洋汚染防止法に抵触するような悪いものではありません。そういう意味ということで御理解をいただければと思います。

佐々木委員 法令にひっかかるようなものを入れていいのですか。

市原水質保全課副課長 法に抵触するものを除いたものです。

佐々木委員 それは良質と言えるのかどうか。例えば、ヘドロが良質だと言ってしまうと、誤解を招かないかなど。

倉阪部会長 「適切な」ぐらいですかね。

市原水質保全課副課長 他の部局が作成している指針のようなものがございまして、相談しながら文章を修正したいと思います。

倉阪部会長 文書案をまた考えていただきたいと思います。

瀧委員 私の方から2、3、お願いと意見を述べさせていただきます。3ページの「計画の構成」について、前のページまでと比べるとトーンが変わっているので、もう少しトーンが合うようにした方がよいと思います。今の計画の改訂版の方が見やすいと思います。読み手の方からするとそんな感じがするので、ちょっと工夫していただければと思います。

9ページの「循環型社会の構築」で、この中には2つの要件が入っているように私には見えます。循環型社会のところに、なぜ廃棄物の発生を抑制するとかこんなかたちのものが必要なのかどうか。資源循環という、こういうことをきちんと整理して出したらよろしいのではないかと思います。枠の中に書いてあることですが、例えば、廃棄物の減量化や再資源化の2つの要件が入っていますので、循環型社会に減量化が本当に必要なのかどうかということで、廃棄物を再資源化することにより、その後飛ばして、天然資源の消費を抑制し云々という書き方が1つ、循環型社会構築の言葉としてはすんなりいくのではないかと思います。では、減量化とか再処理は無視していいのかということとそうではなくて、そのことについては、後半あたりに減量化が入って

くと思うので、ちゃんと整理して、この中に入れるのか、あるいは次のページの「5安全で安心な生活環境の保全」に入れるのか、もう一度整理していただければ、読み手としてはすっきりするのではないかと思います。そのあたりもう少し御検討いただければと思います。

次に数字のことで申し訳ないのですが、例えば80ページのところ、指標の「ちば環境再生基金による助成事業の実施件数」で、2017年度の64件が10年後の2028年度には700件になる。これ本当ですかという感じがしないわけではない。

倉阪部会長 指標についてはまだ説明を受けていないので、この後で。

瀧委員 後ほどまた。

倉阪部会長 廃棄物の減量化というのは発生抑制のことではないですかね。中間処理で減らす、焼却するということではないですよ。そこは専門家からすると、減量化と言われると出てきたものを減らすように見えるのですよ。だから発生抑制にした方がわかりやすいのではないかと思います。

渡部環境政策課主幹 一番最初の意見ですが、よく聞き取れなかったので、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

瀧委員 文字のフォントが。

倉阪部会長 「計画の構成」を第4節としていますよね。改訂版の方は節という形ではなくて、別書きで説明のようなかたちで構成が入っていますよね。文章が何もなくてこれだけべたっと貼ってあるので違和感があると私は理解しました。

瀧委員 そういうこと、文字の形が違いますので、そういうことも含めて、ちょっと読みにくい。

渡部環境政策課主幹 この計画につきましては来年度広報版を作成しますので、御意見を踏まえて、見えやすいかたちにしたいと思います。

倉阪部会長 循環型社会についてはおそらく減量化というと、出てきた廃棄物の量を減らすようなそういったイメージにみえるので、専門家からみるとちょっと違和感があるということだと思います。減量化というとイメージが違うということだと思います。

石渡委員 廃棄物の不法投棄について県は厳しい監視をしていますが、残念ながら不法投棄されてしまったものが残されています。私の認識では、県は定期的に検査し危険なものは撤去していると思いますが、これについてはどこに記載をしていますか。

2 つ目として、有害鳥獣対策の評価で、本文では被害が高止まりし、生息域が拡大し生活被害が発生しているとしています。千葉県の特にイノシシ被害は、農業だけでなく地域住民の生活そのものも脅かし、深刻なものとなっています。本文に対策も記載されていますが、厳しいことを言えば、県は従来から対策をしているにも関わらず、被害が拡大し、生息域も拡大しているので、次期計画では新たな対策や、対策の強化をしない限り、イノシシは減らないと思いますが、県の考え方はどうでしょうか。

安藤廃棄物指導課副課長 廃棄物指導課です。不法投棄については、計画案の 35 ページ(2)で不法投棄の根絶と記載していますが、今後行われるものを防止するとしています。具体的に、過去に行われた不法投棄については、現状では従来から行っており監視と安全性を確認し、安全性に問題があれば対応します。過去の不法投棄については計画案に記載していないため、記載について検討したいと思います。

古谷野自然保護課副課長 自然保護課です。農業被害については、昨年度は少し減少しましたが、高止まりの状況が続き、地域の方がイノシシ等の被害を受けているので、対策の強化をしていかなければと考えています。県としては従前から行っていますが、4つのプロジェクトということで、総合的な対策を進めています。特に今年度は地域ぐるみで被害防止に力を入れており、イノシシ等の被害対策の地域ぐるみで行うための取組を行っています。任期付職員の採用等も進めており、このような方の指導を受け、地域ぐるみで対策を行っていきたいと考えています。なかなか難しい面もありますが、生産意欲の減退などにもつながっているとも聞いていますので、引き続き対策に力を入れていきたいと考えています。

石渡委員 ありがとうございます。イノシシ対策については農林水産部と環境生活部が連携して4つのプロジェクトを行っているものの、現状としてイノシシが減らないし、逆に増えている状況です。しかも生息域も広がっているということで、同じような施策を行っていて、イノシシを全滅できるか多くの地域で懸念していると思うし、各地域の問題でもありますが、県民の生活が脅かされている状況なので、県としてもより積極的な施策をお願いしたいと思います。

倉阪部会長 他にありますか。

畠山委員 大気分野については、おおよそ適切に記載されていると思います。1つ細かいですが、ガソリンスタンドからのVOC排出の件です。最近、VOC対策がなされている優良なガソリンスタンドに、インセンティブが働くというような取組が国で始まりました。この計画に盛り込もうとすると、工場・事業場等に対する対策か、自動車排出ガス対策かということで、工場・事業場からの排出でもなく、自動車からでもない、ガソリンスタンドの話で難しいところですが、光化学オキシダントの環境基準達成率が0%の中で、その対策の取組のひとつだと思うので、どのように取り扱うのか御意見を伺いたいと思います。

山縣大気保全課副課長 大気保全課です。オキシダントについては、大気環境の最大の課題のひとつであり、その原因として窒素酸化物とVOCが関係しているが、VOCは抜本的な対策をとれていないため大きな課題となっています。このような中、今般、環境省・経済産業省とで、ガソリンの蒸気回収装置を設置しているスタンドを対象とする大気環境配慮型SSという認定制度ができ、9月の第1回目の認定では、全国59件のスタンドが認定されましたが、残念ながら千葉県での認定はありませんでした。大気環境配慮型SSについて、スタンドに向けた啓発により認定給油所を増やしてしていくとともに、県民を含む利用者に認定給油所の積極的な利用を働きかけていく必要があるので、需要と供給の両面から対応していきたいと考えています。次期環境基本計画においては、どこまで計画に盛り込めるかはわかりませんが、書きぶりについては検討したいと思います。



桑波田委員 SDGs については、環境活動をしていると言葉がまだまだ普及していないので、用語解説で取り上げてもらいたいと思います。誰一人取り残さないとのキャッチフレーズで、横断的に取り組んで目標を達成しようという意識を強く感じるため、それが見える形で計画に反映していくべきだろうと思います。

2つ目は、31 ページのプラスチックごみの削減のアンダーラインが引かれている海岸清掃活動についてですが、海での活動はもちろんですが、河川から流れていくごみは、最終的には海に流れるので、海岸清掃を、海岸及び河川の清掃と、河川も追加したらどうかと思います。

最後に、75 ページの(2)の「環境保全活動の促進」の「環境保全活動を促進する人材の育成」ですが、生徒向けプログラムでリーダーを育成するのは大事だと思うのと同時に、だいぶ高齢化しているため、次の担い手となる成人のリーダー育成も重要だと思います。子供たちに頑張ってもらいたいのはもちろんで、親子での環境学習も開催していますが、子供を通して親が育つことも多いです。子供だけに託しては申し訳ないと思うし、児童・生徒へのプログラムを推進していくのと、若者のリーダー育成は大事ですが、成人のリーダー育成やコーディネーターも考えなくてはと思いますが、県の考えはどうでしょうか。

渡部環境政策課主幹 SDGs の用語解説については、広報版で記載したいと思います。

倉阪部会長 用語解説を付けますよね。国の環境基本計画でも、SDGs だけでなく色々な用語が記載されていますので、記載するようお願いします。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課です。31 ページのプラスチックごみの削減において、海岸清掃活動に河川も追加したらどうかとの御意見ですが、河川についても清掃活動を行っているため、書きぶりについては検討したいと思います。もう 1 点の 75 ページの環境保全活動を促進する人材の育成ですが、次世代を担う児童・生徒だけでなく、成人の育成もとのことだと思いますので、こちらも書きぶりについては検討したいと思います。

倉阪部会長 私からは 3 つ修正をお願いしたいと思います。まず 5 ページの電力部門の燃料転換についてですが、もう一歩進んで、二酸化炭素排出量の大きい燃料からの転換

と記載できないでしょうか。求められているのは当然なので、これから石炭火力発電を作るといようなことは事業リスクが高いので、環境と経済の好循環から考えると、事業リスクをちゃんと知らせて撤退してもらう方が私としては望ましいと思います。せめてここで二酸化炭素排出量の大きい燃料からの転換と書いてもらいたいと思います。

次に 15 ページです。再生可能エネルギーの問題点等と書かれていますが、「国において検討されています」では他人事なので、「国において」を削除し、「再生可能エネルギーの導入拡大のため、これらの課題等の解決に向けた検討を進める必要があります」くらいに主体的に記載できないでしょうか。地域の問題でもあるので、国だけにまかせられるものでもないと思います。そのため、この書きぶりでは他人事のように感じてしまいます。

最後に 19 ページです。目指す環境の姿で、全ての県民と記載されていますが、事業者が記載されていません。県民と事業者というのは、主体でそれぞれ書き分けているはずなので、事業者を記載しないとよくないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

渡部環境政策課主幹 持ち帰って検討したいと思います。

倉阪部会長 修正の内容については、受け入れられる範囲内だと思いますので、よろしくお願ひします。

さて、指標については 10 分弱で説明してもらい、12 時くらいまで議論したいと思いますので、よろしくお願ひします。

渡部環境政策課主幹 それでは、A 3 縦長の資料 5 「環境基本計画（案）の指標」に基づき御説明いたします。この資料は、次期計画（案）の指標を左側、その右側に現行計画の指標を記載し、比較したものでございます。新規、変更、削除の指標については、左から 2 番目の列にその旨を記載するとともに、一番右側の説明等欄にその理由を記載しております。時間の関係もありますので、新規に設定した指標や変更した指標を中心に御説明します。

まず、第 4 章第 1 節「地球温暖化対策の推進」の「1 再生可能エネルギー等の活用」に関する指標ですが、現行計画と同様に、エネルギーベースの再生可能エネルギー

一導入量と設備能力ベースの「発電設備導入量」について、それぞれ再生可能エネルギー全体とその内訳として、太陽光発電に係るものと太陽光発電以外に係るものに分けて設定しております。目標値につきましては、全体として、エネルギーベースでは、現状の 10,670T J に対し、目標値が 21,500T J、設備能力ベースでは、現状の 2,219 MW に対し、目標値が 4,000MW としており、エネルギーベースで現状の概ね 2 倍になるよう、目標値を設定しています。

次に、「2 省エネルギーの促進」ですが、現行計画では「家庭における県民 1 人 1 日当たりの二酸化炭素排出量」を指標としておりますが、次期計画では、「家庭の世帯当たりエネルギー消費量」から「貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量」までの 5 つの指標に変更いたしました。2016 年度に策定した千葉県地球温暖化対策実行計画で設定しているこれらの指標に変更するものであり、これらの指標は、本県の二酸化炭素排出量の約 8 割を占める 4 主体、家庭、事務所・店舗等、製造業、運輸貨物ごとに目標を設定したものでございます。

次に、2 ページ、「2 循環型社会の構築」を御覧ください。一番上の「一般廃棄物の排出量」は新規に設定するもので、2016 年度の 209 万トン を 2028 年度までに 181 万トン以下にする目標を設定しております。この指標は、国の第 4 次循環型社会推進基本計画を基に新たに設定するものであり、目標値は国の削減率を基に設定しております。

次に、一つ下の「一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」は、「1 人当たりの一般廃棄物の排出」から変更するものであり、県の廃棄物処理計画や総合計画に合わせ、「ごみの総排出量」から「家庭系ごみ排出量」に変更しております。目標値は、同じく国の第 4 次循環型社会推進基本計画の削減率を基に設定しております。

次に、一番下の「4 再生土への対策の推進」ですが、新規の施策項目であり、それに伴い指標を新たに設定いたしました。この施策における指標は、「無届埋立て件数」を設定しております。県では、再生土に関する条例を制定し、来年の 4 月から施行することになっております。

条例では、再生土の崩落等を防止するための基準及び周辺環境への影響を防止するための基準を設けるとともに、面積が 500 平方メートル以上の埋立てについては、あらかじめ事業計画を届け出ることなどを義務付けました。市町村等と連携し、埋立てに関係する他法令の申請等において再生土の埋立て計画がある場合には情報共有する

ことで、埋立てを行う者に対して予め指導を行い、毎年度の無届埋立て件数0件を目指します。

次に、3ページを御覧ください。「3 豊かな自然環境の保全と自然との共生」については、基本的には現行計画と同様の指標を設定しております。

次に「4 野生生物の保護と適正管理」ですが、「3 有害鳥獣対策の強化」については、現行計画で指標を設定しておりませんでした。そこで、「有害鳥獣の捕獲数」「有害鳥獣による農作物被害軽減」の2つの指標を新たに設定することといたしました。

次に、4ページ「5 安全で安心な生活環境の保全」を御覧ください。

「1 良好な大気環境の確保」ですが、真ん中辺りの「微小粒子状物質の環境基準達成率」「大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施率」「揮発性有機化合物の排出量」の3つの指標を新規に設定いたしました。設定した理由としましては、それぞれ「環境基準が新たに設定されたこと」「総合計画政策評価で指標としていること」「環境審議会委員の意見等を反映したこと」となっております。

次に「2 良好な水環境の保全」ですが、指標の項目は変更ありませんが、指標「印旛沼の水質」「手賀沼の水質」は、2016年度に策定したそれぞれの「湖沼水質保全計画」における長期ビジョンとの整合を図っております。また、指標「県全域の污水处理人口普及率」は、2016年度に見直した「全県域污水適正処理構想」の見通しに合わせ、目標値を89.9%から93.3%に変更しております。

5ページの「3 良好な土壌環境・地盤環境の保全」から「5 化学物質・放射性物質への対策」までの指標は、基本的には変更はございません。

最後に、6ページ、「6 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進」を御覧ください。「3 環境と経済の好循環の創出」ですが、新規の施策項目であり、それに伴い新たに4つの指標を設定しましたが、いずれの指標も再掲となっております。この施策における指標につきましては、他都道府県の指標も参考にするなど検討してまいりましたが、適当な指標がなかなかございました。委員の皆様の御意見も踏まえながら、引き続き適当な指標がないか今後も検討してまいりたいと考えております。

最後に、「4 災害時等における環境問題への対応」ですが、この施策も新規の施策項目であり、千葉県国土強靱化計画における目標を準用して、新たに「災害廃棄物処理計画の策定市町村数」を設定しました。2017年度時点で策定した市町村は3市町村ですが、2020年度までに千葉県の54ある全市町村での策定を目指してまいります。

私からの説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

倉阪部会長 ありがとうございます。指標について御質問はありませんか。

石渡委員 2ページの廃棄物の目標と残土の目標で、「廃棄物は新たな不法投棄量ゼロを目指します」、「残土の無許可埋立はなくします」とのことですが、この目標値はどのように把握するのでしょうか。不法投棄を全部把握していれば、県は全部を撤去できたわけです。不法投棄を全部把握します、結果的にゼロを目指しますは、本当にこのような指標が成り立つのか疑問です。2つ目として、目指す意欲は理解しますが、このような漠然とした目標でPDCAが回せるのでしょうか。

安藤廃棄物指導課副課長 廃棄物指導課です。県内の不法投棄量は、県・市町村を通じて毎年把握しています。県で把握できた不法投棄量をゼロとすることを目標としています。PDCAについては、不法投棄の場所や量、廃棄物の種類ややり方などの傾向をつかみ対応をしていきたいと考えています。

石渡委員 廃棄物の不法投棄は、県が一生懸命に監視パトロールをするほど発見してしまいます。問題は、県が知らない間に不法投棄されてしまうことを減らすことだと思います。見つけた不法投棄をゼロにしても、知らない間に不法投棄されてしまえば何もならないため、大事なのは、知らない間に不法投棄されてしまうことを防ぐことです。

もし県が知っていれば、これほど不法投棄はされていないわけで、把握するものをゼロにするのではなく、県から不法投棄を減らすという観点で目標を立て、具体的な施策を行う必要があるのではないのでしょうか。この目標では監視パトロールをやめればゼロになります。24時間パトロールをしても不法投棄はなくならなかったもので、もう少し具体的な目標と対策が必要だと思いますので、よろしくお願いします。

安藤廃棄物指導課副課長 御指摘については、検討していきたいと思います。

渡部環境政策課主幹 PDCAについては、98ページに計画の進行管理ということで記載しています。可能な限り定量的な指標を設定するとしていますが、施策等の性質によ

って定量的な指標が難しい場合は、定性的な指標や事業の進捗を把握したうえで、評価したいと考えています。

池邊委員 3ページの「都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積」は、千葉県はワースト2です。ワースト1は大阪府です。大阪府はこれから梅田駅前に非常に大きな公園を開設するため、千葉県は47都道府県で最低となります。千葉県は関東でも住みやすい都市であるべきだし、農地や森林が大量にあるといっても、公園が少ないというのは、県民としては恥ずべきことだと思うので、全国平均値に近づけるという指標ではなく、進捗がわかるような指標を設定すべきだと思います。

古谷野自然保護課副課長 自然保護課です。「都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積」を増加させることについては、色々な課題があると認識しています。指標については検討したいと思います。

三輪委員 石渡委員のお話でもありましたが、新たな無許可の埋立てをなくす、残土も再生土もですね、それでは千葉県の環境は守れないので、今現在、残土の不法投棄のトータル量だとか、新たな不法投棄ではなくて、今現在の不法投棄の総量を把握されているのかどうか分かりませんが、そういう考え方に立つのは重要ですし、残土条例の初の代執行で、巨額の税金が投入されようとしています。このような問題が次から次へと出てくるのは防がなければなりませんので、それと検査ですよ。有害な物質がないような安全性についても検査するといった指標が大事なと思います。

また、温室効果ガスの排出量について、4.9%増加しているということについては、90年比でいくら減らすのかというもともとのあれがあったと思うのですが、指標に入れてほしいと思います。

安藤廃棄物指導課副課長 廃棄物指導課です。平成29年度末の残土の無許可埋立の状況は、単年度では8,953 m<sup>2</sup>、累計は44,511 m<sup>2</sup>です。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課です。温室効果ガスの指標の話ですが、計画の方に文書としては入れる方向で検討させていただきたいと思いますが、指標については、その基となっています温暖化対策実行計画がエネルギー消費量ということ

で目標を設定していますので、そちらと整合をとってエネルギー消費量とさせていただきたいと思います。

瀧委員 私からはお願いに近い話です。この計画は 2028 年を目標としていますが、2021 年などを目標にしているものもあるので、バラツキをどうにかできないかとのお願いです。例えば、2021 年に目標を満足すれば、それ以降はそれ以上の数値は求めないのでしょうか。そうではなくて、2028 年に向けての 2021 年の数値であれば、経過的な数値であるという表現になると思うので、整理をしたらどうでしょうか。

それから、「全国平均に近づけます」や「向上させます」といった表現についても検討してほしいと思います。どのように評価するか難しいので、ひよっとすると指標として提示するべきものではないのかもしれないので、その点も含めて検討をお願いします。

喫緊の問題として、野生動物や外来生物による農業被害や自然環境への影響などが大きな問題となっています。「根絶に向けて捕獲します」となっているが、もう少しなんとか良い表現がないのか検討をお願いします。この表現では、農業従事者がむっとするのではないかと思います。それから、基本計画案 80 ページのちば環境再生基金の指標について、現況は 64 件で 10 年後は 700 件にするというのは、70 件の間違いでないか確認をお願いします。

平川循環型社会推進課副課長 ちば環境再生基金については、現況で年間 64 件、累計で 700 件と、毎年 70 件ずつ増えていくとしています。

瀧委員 累計の数字が必要なのかも含めて検討をお願いします。

平川循環型社会推進課副課長 検討させていただきます。

倉阪部会長 全員から御意見をいただきたいので、今の意見については、それぞれ検討していただくということをお願いします。

佐々木委員 佐々木です。指標の定義がわかっておりませんが、私の理解では客観的に達成できたかを判断するものだと考えており、そうだとすると判断が難しいものがあり

ました。例えば4ページの指標の「削減を目指します」とするのは、目指すことは指標にならないのではないのでしょうか。細かい話だと表現が統一されていないと感じます。例えば66ページでは、「全国値並み」という表現がされていますが、他の箇所では「全国平均値」という表現がされており、全国値だと中央値という可能性もあるため、表現を統一し、正確にしたほうがよいと思います。それから、その下の、「水清く、自然の恵みにあふれ」という表現ですが、これも判断が難しいので指標になりえるのかと思いました。その下の環境基準の達成と記載されていますが、これも見通しがあるのでしょうか。手賀沼の水質の目標は、環境基準が併記されてわかりやすいので、他の指標についても目標値などがあれば併記し、現状と比べられるとわかりやすいのではないかと思います。

倉阪部会長 こちらも検討いただくということによろしいでしょうか。わかりやすく表現していただければと思います。

畠山委員 御指摘いただいたとおり、良好な大気環境の確保の一番上に記載されている「削減を目指します」という指標は、指標になりえるのでしょうか。指標は10年経ったあとに、達成できたかどうかを判定するものだと思います。ただ、光化学スモッグの件は非常に難しいので、この先はコメントとして捉えてもらえればと思いますが、光化学スモッグ以外の大気汚染物質の指標は、環境基準の達成率の目標値が出ていますが、光化学スモッグは光化学オキシダントと記載すると達成率が0%のため、格好がよくないので、本来であれば環境基準達成率何%と記載するべきところを、達成が非常に難しいので、この書き方としているのは理解できないわけではありません。「削減を目指します」では、現行計画でも発令日数を半減としているので、もう少し、指標となりえるものにした方がよいと思います。

倉阪部会長 光化学スモッグについては、国の環境白書か何かに達成をはかる別の指標が記載されていたと思うので、参考にするとよいのではないのでしょうか。御検討いただければと思います。

瀧委員 厳しい話が続いていますが、学問的にまだ評価する術を持たないけれども、県として重要だという項目もあろうかと思います。定性的な表現にせざるを得ないものも



あると思いますので、もう1項目設けるのも方法だと思います。定性的にこのように取り組んでいきますという項目があれば、もしかすると、実際に計画を進行するとき役に立つのかなと思いました。それを言い訳として使われるのは困りますが、公平な立場としてどうしてもということであれば、そのような枠を設けてもよいのかなと思います。

倉阪部会長 併せて検討していただければと思います。私から、1ページの一番下の気候変動への適応についてですが、指標がアンケート調査としていますが、温暖化の適応策についても市町村の計画づくりというものを進めていくと思うので、生物多様性と同じように市町村における適応計画の策定というような目標を掲げた方がよいのではないのでしょうか。今は0件だと思いますが、生物多様性の計画よりも適応計画は、市町村にとっては切実なものになると思います。例えば、熱中症対策、学校へのエアコンの設置、特産品の適応など、市町村ごとに考えなければならないので、そういう枠を設けた方がよいのかなと思います。市民が知っていてもあまり関係がないと思うので、計画をつくるということを目표に入れていただきたいと思います。

それから、最後の今後の検討という箇所にも、好循環がありますが、ざっくりいうと、どれだけ資源エネルギーを利用し、どれだけ稼いでいるのかというフローです。細かく再掲するのではなくて、県のエネルギー消費量の中で県民総生産を割る、あるいは資源の利用や投入量ははかれないので廃棄物排出量で県民総生産を割るなど、ざくっとした指標があるのかなと思います。低炭素社会実行計画参加企業を除く等の細かいものでなくて、ざくっとしたものを作り、千葉県にたくさんの生産企業が集まって、日本経済に貢献しているということであれば、資源生産性やエネルギー生産性を示すのも一案かと思います。

あとは、6の1の3つ目ですが、「3 環境と経済の好循環の創出」の箇所で再掲されていますが、「ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数」が計画案では指標から削除されています。私は県のエコアクションに関係しているため、はしごを外されるのは切ないので、現実的な目標設定への見直しはよいかと思いますが、環境と経済の好循環の創出の箇所で文言は残っているため、指標として残してもらえるとよいのではと思います。

倉阪部会長 全体として、委員の皆様、何か言い残した点はありますでしょうか。よろしいでしょうか。最後は慌ただしくなり申し訳ありませんでした。何かございましたら、メール等で10月31日までに事務局まで御連絡をお願いします。今後は意見を踏まえて、パブリックコメント等を進めていき、県で計画案の見直しを進めていくことになります。来年1月末頃に、環境基本計画を審議するための最後の企画政策部会を開催予定ですので、引き続き委員の皆様よろしくお願いいたします。

## 議事（2）その他

倉阪部会長 何か事務局から補足することはありますか。

渡部環境政策課主幹 次回の企画政策部会につきましては、来年1月末に開催したいと思っております。後日、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

倉阪部会長 他に何か御意見等はございますでしょうか。

中村環境政策課副参事兼政策室長 本日いただいた御意見につきましては、できるだけ早めに直して、パブリックコメントを行いたいと思っておりますけれども、単なる文言修正でないものや指標につきましては算定の作業等が場合によってはありますので、御意見を反映しきれないままパブリックコメントに入る可能性もございます。

倉阪部会長 他の部会の皆様には直したバージョンで送られるわけですから、当然こちらにもその段階でこういうかたちでパブリックコメントをいたしたいということだけでいただけると理解してよろしいですね。その段階でまた個別に議論する人は議論するというかたちで進めて行っていただければと思います。それでは、本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。司会進行を事務局にお返しします。

## 5 閉 会

司会 長時間の御審議、ありがとうございました。以上をもちまして、千葉県環境審議会  
企画政策部会を終了いたします。

以 上